

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円	0円	0円
第2	第1階層を除き、当市町村民税非課税世帯	4,500円	3,600円	3,600円
第3	該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては	10,600円	8,200円	8,200円
第4	市町村民税均等割のみ課税世帯	16,200円	13,200円	13,200円
第5	市町村民税所得割課税額48,600円未満	20,400円	17,500円	17,500円
第6	市町村民税所得割課税額50,800円未満	21,000円	18,200円	18,200円
第7	市町村民税所得割課税額59,400円未満	21,700円	18,600円	18,600円
第8	市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	26,900円	26,600円	25,900円
第9	市町村民税所得割課税額97,000円未満	33,000円	26,800円	25,900円
第10	市町村民税所得割課税額115,800円未満	38,800円	31,200円	25,900円
第11	市町村民税所得割課税額138,400円未満	38,800円	31,200円	25,900円
第12	市町村民税所得割課税額169,000円未満	48,500円	31,200円	25,900円
第13	市町村民税所得割課税額205,900円未満	57,200円	31,200円	25,900円
第14	市町村民税所得割課税額308,600円未満	58,800円	31,200円	25,900円
	市町村民税所得割課税額308,600円以上			